



# 規制化学物質の管理基準

2024年7月 Ver. 5. 00

オムロン株式会社

デバイス&モジュールソリューションズカンパニー

## 1. 目的

オムロン株式会社 デバイス&モジュールソリューションズカンパニー(以下 オムロン)が発行する「製品・部材に含まれる化学物質に関する非含有証明書」(以下 非含有証明書)の保証範囲を明確にします。

## 2. 適用範囲

オムロンが発行する非含有証明書に示すオムロン製品(製品または部材(付属品、個装用梱包包装材を含む))に対し適用します。

なお、工場出荷時点の製品に適用し、流通過程での加工や汚染等による影響は含まれません。

## 3. 規定事項

### 3. 1 管理対象物質

- (1) 含有禁止物質を A ランク物質/用途として、別紙 2「規制化学物質リスト」に示します。
- (2) 含有禁止物質における適用除外用途は、別紙 3「適用除外用途リスト」に示します。
- (3) 上記(1)項および(2)項の物質群の例示物質は、IEC62474 RSL を参照してください。以下 URL の WEB サイトからダウンロードできます。

<http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf>

### 3. 2 規制化学物質選定の考え方

chemSHERPA において、電気電子機器分野向けに定めたエリアの IEC62474 等に基づき、規制化学物質を選定しランクを定めています。

#### A ランク (含有禁止物質/用途)

法規制により既に含有が禁止されている、もしくはオムロンが独自に含有禁止と定めた物質/用途。

また、関連法規等は、別紙 2 の「規制化学物質リスト」に記載します。

## 別紙 1. 用語の定義

### 1. 規制化学物質

各国の法規制により使用や製品への含有が禁止、もしくは制限されていたり、含有量の把握が義務付けられている化学物質、および各国の法規制では使用の禁止や制限はされていないが、その有害性等によりオムロンが自主的に使用量の把握や使用制限を行う化学物質。

### 2. 含有

化学物質が物質ごとに定められた含有判定基準を超えて含まれる場合をいい、意図的添加や化学物質の濃度の限界値を示す閾値、また使用用途から判断される。具体的には別紙 2「規制化学物質リスト」、別紙 3「適用除外用途リスト」で判断される。

### 3. 非含有

化学物質が物質ごとに定められた含有判定基準を満たさない場合をいい、意図的添加が無い場合や、化学物質の濃度の限界値を示す閾値以下の含有、使用用途に該当しない場合等をいう。

なお、規制化学物質を製造工程で用いても製品に残留しない場合は、非含有とする。(例：揮発性溶剤で部材を洗浄した場合、基本的に残留しないので、非含有とする)

### 4. 含有判定基準

規制化学物質ごとに定められた含有有無の判断基準。法規制や国際規格等に基づき、対象とする用途や物質の閾値で示される。

### 5. 意図的添加

製品・部材の機能や品質を継続的に維持するために意識して規制化学物質を添加、充填、付着すること。

### 6. 均質材料

異なる材料へと機械的に解体（ねじ外し、切断、破壊、粉碎および研磨工程等）できない素材をいい、均質とは「全体的に一様な組成であること」を意味する。

均質材料の例：個々のタイプのプラスチック、セラミック、ガラス、金属、めっき、紙、未実装基板、樹脂、コーティングなど。

### 7. 成形品

製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているものをいう。

なお、1つ以上の成形品からなる製品においては、それぞれの構成部品を成形品とする（2015年9月の欧州司法裁判所による判決に基づく）。

### 8. IEC62474

本国際規格（電気・電子業界及びその製品に関するマテリアルデクラレーション）は、電気・電子業界で供給活動している企業の製品に関するマテリアルデクラレーションに関連した手順、内容及びフォーマットについて規定している。報告すべき物質及び報告すべき物質群として、本国際規格で規定している選定基準を満たしたものが、IEC62474のデータベースに記載されている。

9. chemSHERPA (ケムシェルパ)

経済産業省が開発し、アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) が維持・管理を行っているサプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の伝達スキーム。

## 別紙2. 規制化学物質リスト

リスト中に示される注の注意事項を以下に示す。

### 注意事項

- 注 1 ID は IEC62474DSL で定義されています。IEC62474DSL は IEC62474 が定義した Declarable substance groups and declarable substances(申告物質)のリストです。  
以下の URL の WEB サイトからダウンロードできます。  
<http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf>
- 注 2 報告レベルとは、「何に対する含有率か(オムロンの製品、均質材料、構成部品など)」(含有率を算出する際の分母)を示す。リスト中の表現における製品、部品、材料は、それぞれ下記に対応する。製品=オムロンの製品、部品=構成部品(成形品)、材料=均質材料
- 注 3 欠番
- 注 4 この物質/物質群には、適用除外用途があります。別紙3を参照してください。
- 注 5 この閾値は対象となる元素の含有率で示されているため、元素換算係数を使用して含有率を算出し、含有判定しています。
- 注 6 この基準は法規制に基づき、オムロンが独自に用途・閾値や適用除外用途を追加したものです。
- 注 7 梱包包装材中の重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)、ポリ塩化ビニル(PVC)、トリス(1-クロロ-2-プロピル)ホスフェート(TCPP)、トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスフェート(TDCPP)、PFHxS とその塩、PFHxS 関連物質、1~7 環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)は、オムロンが独自に追加した物質です。
- 注 8 「長期間皮膚に接触する場合は明らかな場合」とは、対象部材が皮膚に接触し、EN1811 の試験に不合格となる場合をいいます。  
長時間皮膚に接触することが明らかな製品の例としては、下記があります。  
イヤリング、ネックレス、ブレスレット、チェーン、アンクレット(足首の装飾品)、指輪、腕時計(本体、バンド、留具)、リベット(ボタン、留具、ジッパー)、その他衣類に装着される金属製のもの
- 注 9 対象となる製品は、下記の 9 種です。  
①ブラウン管機器、②ブラウン管、③ブラウン管付きコンピュータモニター、④ブラウン管テレビジョン、⑤液晶ディスプレイ表示付ラップトップコンピュータ、⑥デスクトップ液晶ディスプレイ、⑦液晶ディスプレイスクリーンテレビジョン、⑧液晶ディスプレイスクリーン付携帯 DVD プレイヤー、⑨プラズマテレビジョン
- 注 10 梱包・包装材とは、オムロン製品の輸送・緩衝・保管に用いる材料のことを指す。紙やプラスチックなどあらゆる材料が対象となる。具体的には、製品外装箱・袋・緩衝材・それらに貼付されるラベルなどが該当。
- 注 11 物質群に属する物質の具体例については IEC62474 RSL を参照してください。  
IEC62474 RSL は IEC62474 が定義した Reference substances(例示物質)のリストで、以下の URL の WEB サイトからダウンロードできます。  
<http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf>

## A:含有禁止物質／用途(57 物質)

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	管理区分	含有判定基準			参照法規制など
				ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
1	-	アスベスト類	A	00003	全製品	意図的添加 [報告レベル:製品]	(EU) REACH 規則 Annex XVII (米国) 有害物質規制法(TSCA) (スイス) 化学物質リスク低減法
2	-	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	A	00004	織物/皮革製品	生成アミンが仕上がり織物/皮革製品の0.003 重量%(30ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
3	-	カドミウム/カドミウム化合物	A 注 4	00010	電池を除く全製品	均質材料中のカドミウムの0.01 重量%(100ppm) [報告レベル:材料] 注 5	(EU) RoHS 指令 Annex II (中国) China RoHS (日本) 資源有効利用促進法 (EU) REACH 規則 Annex XVII
			A 注 6	00011	(1)非ボタン型のアルカリ/マンガン/ニッケル水素電池	電池中のカドミウムの0.001 重量%(10ppm) [報告レベル:部品] 注 5	(韓国) 電池規則
			A 注 6	00011	上記(1)以外の全ての電池	電池中のカドミウムの0.002 重量%(20ppm) [報告レベル:部品] 注 5	(EU) 電池指令
			A	00166	4 インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイで、以下を除く全製品 1.産業用 2.医療用 3.商業用 4.EU RoHS 適合品 注 9	均質材料中のカドミウムの0.01 重量%(100ppm) [報告レベル:材料] 注 5	(米国) 米国特定州法
4	-	六価クロム化合物	A	00012	全製品	均質材料中の六価クロムの0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:材料] 注 5	(EU) RoHS 指令 Annex II (中国) China RoHS (日本) 資源有効利用促進法
			A	00167	4 インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイで、以下を除く全製品 1.産業用 2.医療用 3.商業用 4.EU RoHS 適合品 注 9	均質材料中の六価クロムの0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:材料] 注 5	(米国) 米国特定州法

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	管理区分	含有判定基準			参照法規制など
				ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
5	-	ジブチルスズ化合物 (DBT)	A	00014	全製品	部品中のスズの 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル: 部品] 注 5	(EU) REACH 規則 Annex XVII
6	-	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	A	00015	(a)皮膚と接触することを意図する織物/皮革製品 (b)育児製品 (c)2 液性室温硬化モールドイングキット (RTV-2 シーラントモールドイングキット)	部品中のスズの 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル: 部品] 注 5	(EU) REACH 規則 Annex XVII
7	-	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	A	00020	全製品	意図的添加または 0.01 重量%(100ppm) [報告レベル: 成形品]	(EU) REACH 規則 (SVHC) (日本) 化審法 (EU) POPs 規則 Annex I
8	-	鉛/鉛化合物	A 注 4	00021	電池を除く全製品	均質材料中の鉛の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	(EU) RoHS 指令 Annex II (中国) China RoHS (日本) 資源有効利用促進法 (EU) REACH 規則 Annex XVII
			A	00022	主として 12 歳以下の子供向けの消費者製品	製品中の鉛の 0.01 重量%(100ppm) [報告レベル: 製品] 注 5	(米国) 消費者製品安全性向上法
			A	00023	子供向けの玩具及び製品の塗料又は表面塗装	表面塗装中の鉛の 0.009 重量%(90ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	(米国) 消費者製品安全性向上法
			A	00024	熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表面被覆材中の鉛の 0.03 重量%(300ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	(米国) 米国特定州法
			A 注 6	00025	(1)アルカリ電池 (ボタン型を除く)	電池中の鉛の 0.004 重量%(40ppm) [報告レベル: 部品] 注 5	(中国) 電池標準
			A 注 6	00025	アルカリ電池 (ボタン型) 及びマンガン電池	電池中の鉛の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル: 部品] 注 5	(ブラジル) 電池規制
			A 注 6	-	ポータブル電池 (ポータブル空気圧鉛ボタン電池を除く)	電池中の鉛の 0.01 重量%(100ppm) [報告レベル: 部品] 注 5	(EU) 電池規則

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	管理区分	含有判定基準			参照法規制など
				ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
8	-	鉛/鉛化合物	A	00168	4 インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイで、以下を除く全製品 1.産業用 2.医療用 3.商業用 4.EU RoHS 適合品 注 9	均質材料中の鉛の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	(米国) 米国特定州法
9	-	水銀/水銀化合物	A 注 4	00029	電池を除く全製品	意図的添加または均質材料の水銀の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	(EU) RoHS 指令 Annex II (中国) China RoHS (日本) 資源有効利用促進法 (EU) REACH 規則 Annex XVII
				00030	電池	意図的添加または電池中の水銀の 0.0001 重量%(1ppm) [報告レベル: 部品] 注 5	(EU) 電池指令 (中国) 電池標準 (台湾) 乾電池法 (韓国) 電池規則 (米国) 米国特定州法
				00132	電池	均質材料中の水銀の 0.0005 重量%(5ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	(カナダ) 水銀規則
				00169	4 インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイで、以下を除く全製品 1.産業用 2.医療用 3.商業用 4.EU RoHS 適合品 注 9	均質材料中の水銀の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル: 材料] 注 5	(米国) 米国特定州法
10	-	オゾン層破壊物質 (CFC, Halon, HBFC, HCFC その他)	A	00032	全製品	意図的添加 [報告レベル: 製品]	(日本) 化審法 (米国) オゾン層保護法
11	-	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	A 注 4	00124	織物またはその他のコートされた材料	意図的添加またはコートされた材料の 1 $\mu$ g/m <sup>2</sup> [報告レベル: 材料]	(EU) POPs 規則 Annex I (日本) 化審法
				00125	織物とその他のコートされた材料を除く全製品	意図的添加または部品中の 0.1 重量%(1000ppm)(PFOS の合計として) [報告レベル: 材料]	(EU) POPs 規則 Annex I (日本) 化審法

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	管理区分	含有判定基準			参照法規制など
				ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
12	-	フタル酸エステル類 グループ 1 (BBP, DBP, DEHP, DIBP)	A	00036	玩具、または育児製品	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII (米国) 消費者製品安全性向上法
			A 注 6	-	以下を除く全製品 -玩具、育児製品 -RoHS 指令が適用される製品 -医療機器規則が適用される製品 -人の口腔粘膜に接触もしくは長時間肌に接触する可塑化された材料が無い、産業用に限定された成形品	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
13	-	フタル酸エステル類 グループ 2 (DIDP, DINP, DNOP)	A	00037	子供の口に入る玩具、または育児製品	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII (米国) 消費者製品安全性向上法
14	-	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	A	00044	全製品	均質材料の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) RoHS 指令 Annex II (中国) China RoHS (日本) 資源有効利用促進法
15	-	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	A	00045	全製品	意図的添加または均質材料の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) RoHS 指令 Annex II (中国) China RoHS (日本) 資源有効利用促進法 (日本) 化審法
16	-	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) 及び特定代替品	A	00046	全製品	意図的添加 [報告レベル:製品]	(EU) POPs 規則 Annex I (米国) 有害物質規制法 (TSCA) (日本) 化審法
17	-	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	A	00047	全製品	材料の 0.005 重量% [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
18	-	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類)	A	00048	全製品	意図的添加 [報告レベル:製品]	(EU) POPs 規則 Annex I (日本) 化審法
19	-	放射性物質	A	00049	全製品	意図的添加 [報告レベル:製品]	(米国) 原子力規制委員会規則 (日本) 原子炉等規制法 (日本) 放射線規制法 (EU) 指令 2013/59 / Euratom
20	-	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数 10~13)	A	00052	全製品	意図的添加または 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	(EU) REACH 規則 (SVHC) (EU) POPs 規則 Annex I (ノルウェー) 消費者製品規則 (スイス) 化学物質リスク低減法

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	管理区分	含有判定基準			参照法規制など
				ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
21	-	三置換有機スズ化合物	A	00055	全製品	意図的添加またはスズ元素としての、部品中の 0.1 重量% [報告レベル:部品] 注 5	(EU) REACH 規則 Annex XVII (日本) 化審法 (ノルウェー) 消費者製品規則
22	-	ニッケル/ニッケル化合物	A 注 6	00031	長期間皮膚に接触する場合は明らかでない場合 注 8	意図的添加 [報告レベル:製品]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
23	-	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン (“デクロランプラス”™)	A 注 6	00147	以下の物品の交換用部品及び、修理のための使用を除く全製品 ・自動車 ・固定式産業機械 ・海洋、庭園、森林及び屋外のパワー機器 ・分析、計測、管理、モニタリング、試験、製造及び検査に用いる計器 ・医療機器 ・体外検査用機器	意図的添加または 0.1 重量% (1000ppm) [報告レベル:成形品]	POPs 条約
24	-	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)とその塩	A 注 4	00160	全製品	意図的添加または PFOA とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.000025 重量% (25ppb) [報告レベル:成形品、混合物]	(EU) POPs 規則 Annex I (日本) 化審法 (韓国) 韓国 POPs
25	-	PFOA 関連化合物	A 注 4	00161	全製品	意図的添加または PFOA 関連化合物またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量% (1ppm) [報告レベル:成形品、混合物]	(EU) POPs 規則 Annex I
26	-	ハロゲン系難燃剤	A 注 4	00171	100cm <sup>2</sup> 超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体及びスタンド	均質材料中のハロゲン含有が 0.1 重量% [報告レベル:材料]	(EU) ErP 指令
27	-	C9-C14 PFCAs とその塩	A 注 4	00182	全製品	C9-C14 の PFCAs 及びその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量% [報告レベル:成形品、混合物]	(EU) REACH 規則 Annex XVII

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	管理区分	含有判定基準			参照法規制など
				ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
28	-	C9-C14 PFCA 関連物質	A 注 4	00183	全製品	C9-C14 の PFCA 関連物質の合計で成形品や混合物中の 0.000026 重量% [報告レベル:成形品、混合物]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
29	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	A	00064	全製品	意図的添加または 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	(EU) REACH 規則 (SVHC) (米国) 有害物質規制法 (TSCA)
30	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	A	00038	全製品	均質材料の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) RoHS 指令 Annex II (EU) REACH 規則 (SVHC)
31	192-97-2	ベンゾ[e]ピレン	A	00109	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%(1ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
				00117	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%(0.5ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
32	205-82-3	ベンゾ[]フルオランテン	A	00113	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%(1ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
				00121	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%(0.5ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
33	205-99-2	ベンゾ[b]フルオランテン	A	00112	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%(1ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
				00120	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%(0.5ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
34	207-08-9	ベンゾ[k]フルオランテン	A	00114	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%(1ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
				00122	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%(0.5ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	管理 区分	含有判定基準			参照法規制など
				ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
35	218-01-9	クリセン	A	00111	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%(1ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
				00119	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%(0.5ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
36	25973-55-1	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ベンチルフェノール(UV-328)	A 注 6	00130	以下を除く全製品 ・自動車部品 ・偏光器の内部のトリアセチルセルロース製フィルム 以下の物品の交換用部品 ・自動車 ・固定式産業機械 ・分析、計測、管理、モニタリング、試験、製造及び検査に用いる計器の液晶ディスプレイ ・医療機器及び体外検査用機器の液晶ディスプレイ	意図的添加または 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	POPs 条約
37	3846-71-7	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	A	00035	全製品	意図的添加または 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	(EU) REACH 規則 (SVHC)
38	50-00-0	ホルムアルデヒド	A	00019	(a) 衣類または関連するアクセサリ、または(b) 衣服以外の繊維であって、通常又は合理的に予見される使用条件の下で、衣服と同程度に人の皮膚に接触するもの、または(c) 履物	均質材料中の 0.0075 重量%(75ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
39	50-32-8	ベンゾ[a]ピレン	A	00108	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%(1ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
				00116	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%(0.5ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	管理区分	含有判定基準			参照法規制など
				ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
40	53-70-3	ジベンゾ[a,h]アントラセン	A	00115	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%(1ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
				00123	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%(0.5ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
41	56-35-9	ビス[トリブチルスタンニル]オキシド (TBTO)	A	00054	全製品	意図的添加または 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	(EU) REACH 規則 (SVHC) (日本) 化審法
42	56-55-3	ベンゾ[a]アントラセン	A	00110	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%(1ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
				00118	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%(0.5ppm) [報告レベル:材料]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
43	624-49-7	ジメチル=フマラート	A	00016	全製品	部品中の 0.00001 重量%(0.1ppm) [報告レベル:部品]	(EU) REACH 規則 Annex XVII
44	68937-41-7	イソプロピル化フェノール=ホスファート(3:1) (PIP (3:1))	A 注 4	00174	全製品	意図的添加 [報告レベル:製品]	(米国) 有害物質規制法 (TSCA)
45	84-69-5	ジイソブチル=フタラート (DIBP)	A	00041	全製品	均質材料の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) RoHS 指令 Annex II (EU) REACH 規則 (SVHC)
46	84-74-2	ジブチルフタラート (DBP)	A	00039	全製品	均質材料の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) RoHS 指令 Annex II (EU) REACH 規則 (SVHC)
47	85-68-7	ベンジル=ブタン-1-イル=フタラート (BBP)	A	00040	全製品	均質材料の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:材料]	(EU) RoHS 指令 Annex II (EU) REACH 規則 (SVHC)
48	-	梱包包装材中の重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)	A 注 7	-	梱包包装材	意図的添加または均質材料あたり重金属総量 0.01 重量%(100ppm) [報告レベル:材料] 注 5	(EU) 包装材指令 (米国) 米国特定州法
49	9002-86-2	梱包包装材中のポリ塩化ビニル(PVC)	A 注 7	-	梱包包装材	意図的添加 [報告レベル:材料]	オムロン自主規制
50	115-96-8	トリス(2-クロロエチル)=ホスファート (TCEP)	A	-	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:製品]	(米国) 米国特定州法
51	13674-84-5	トリス(1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート (TCPP)	A 注 7	-	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:製品]	(米国) 米国特定州法

No	CAS 番号	物質/物質群 注 11	管理 区分	含有判定基準			参照法規制など
				ID 注 1	用途(報告用途)	閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	
52	13674-87-8	トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピ ル)ホスファート(TDCPP)	A 注 7	-	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:製品]	(米国) 米国特定州法
53	-	1~7 環のミネラルオイル芳香 族炭化水素類(MOAH)	A 注 7	-	一般消費者向け製品に使用される梱 包・包装材 注 10	1~7 環の MOAH 合計で、梱包・包装材に使 用されるインクの 1 重量%(10000ppm) [報 告レベル:材料]	(フランス) ミネラルオイル規制
54	-	ペルフルオロヘキサンスルホ ン酸(PFHxS)とその塩	A 注 7	-	全製品	PFHxS とその塩の合計で成形品や混合物中 の 0.0000025 重量%(25ppb) [報告レベル: 成形品、混合物]	POPs 条約
55	-	ペルフルオロヘキサンスルホ ン酸(PFHxS)関連物質	A 注 7	-	全製品	PFHxS 関連物質の合計で 0.0001 重量% (1000ppb) [報告レベル:成形品、混合物]	POPs 条約
56	133-49-3	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	A	-	全製品	1.0 重量% [報告レベル:製品]	(米国) 有害物質規制法(TSCA)
57	87-68-3	ヘキサクロロブタジエン (HCBD)	A	-	全製品	意図的添加 [報告レベル:製品]	(米国) 有害物質規制法(TSCA)

## 別紙3. 適用除外用途リスト

リスト中に示される注の注意事項を以下に示す。

## 注意事項

注1 「産業用ディスプレイ」とは、産業用の環境に限定して使用することを目的に設計された電子ディスプレイであり、少なくとも、次の(a)～(d)のすべてを満たすものを指します。

(a)温度 0～50℃で使用できること (b)湿度 20～90%にて結露しないこと (c) 少なくとも IP65 を満たすこと (d) 産業用の環境下で EMC イミュニティを満たすこと

CAS 番号	物質/物質群	含有判定基準		用途コード		適用除外用途の説明
		ID	用途(報告用途)	法規制	表示記号	
-	カドミウム/カドミウム化合物	00010	電池を除く全製品	RoHS	13(b)-(II)	ストライキング光学フィルターガラス類中のカドミウム。ただし、本附属書の表示記号 39 に該当する用途は除く。
				RoHS	13(b)-(III)	反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウムと鉛
-	鉛/鉛化合物	00021	電池を除く全製品	RoHS	6(a)-I	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる 0.35wt%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に重量比 0.2%まで含まれる鉛
				RoHS	6(b)-I	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる 0.4 重量%までの鉛
				RoHS	6(b)-II	機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる 0.4 重量%までの鉛
				RoHS	6(c)	鉛含有量が 4wt%以下の銅合金
				RoHS	7(a)	高融点ハンダに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で 85%以上の鉛ベースの合金)
				RoHS	7(c)-I	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例 圧電素子)、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品
				RoHS	7(c)-II	定格電圧が AC125V または DC250V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛
				RoHS	13(a)	光学用途に用いられる白色ガラス中の鉛
				RoHS	13(b)-(I)	イオン着色光学フィルターガラス類中の鉛。
				RoHS	13(b)-(III)	反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウムと鉛
				RoHS	15(a)	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 ・90 ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の大きさ ・いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが 300mm <sup>2</sup> 以上 ・300mm <sup>2</sup> 以上のダイ、または 300mm <sup>2</sup> 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ

CAS 番号	物質/物質群	含有判定基準		用途コード		適用除外用途の説明
		ID	用途(報告用途)	法規制	表示記号	
-	鉛/鉛化合物	00021	電池を除く全製品	RoHS	18(b)	BSP (BaSi2O5:Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比 1%以下)
				RoHS	32	アルゴン・クリプトンレーザー管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛
				RoHS	34	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛
-	水銀/水銀化合物	00029	電池を除く全製品	RoHS	1(f)-I	主に紫外線スペクトルの光を放射するように設計された電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1パーナー当たり5mgを超えない
				RoHS	1(f)-II	特殊用途用/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1パーナー当たり5mgを超えない
				RoHS	2(b)(3)	直管蛍光ランプ以外の3波長形蛍光体を使用したランプ径17mm超(例 T9)/その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が <sup>g</sup> 10mgを超えない
				RoHS	4(a)-I	ランプの分光出力の主要範囲が紫外線であることが要求される用途のための低圧非蛍光体コーティング放電ランプであってランプ当たりの水銀含有量が15mgを超えない
				RoHS	4(b)	P(ランプ電力) ≤ 105W/平均演色評価数が80を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであってランプ当たりの水銀含有量が16mgを超えない
				RoHS	4(c)-I	P(ランプ電力) ≤ 155W /その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が20mgを超えない
				RoHS	4(c)-II	155W < P(ランプ電力) ≤ 405W /その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が25mgを超えない
				RoHS	4(c)-III	P(ランプ電力) > 405W /その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が25mgを超えない
				RoHS	4(f)-I	本付属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀
				RoHS	4(f)-II	2000ルーメン ANSI 以上の出力が必要な プロジェクタに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀
				RoHS	4(f)-III	園芸照明のために使われる高圧ナトリウム蒸気ランプ中水銀
RoHS	4(f)-IV	UV スペクトラム で発光するランプ中の水銀				
-	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	00124	織物またはその他のコートされた材料	POP <sub>s</sub>	PFOS-3	非装飾的硬質クロム(VI)用ミスト防止剤

CAS 番号	物質/物質群	含有判定基準		用途コード		適用除外用途の説明
		ID	用途(報告用途)	法規制	表示記号	
-	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	00124	織物またはその他のコートされた材料	POPs	PFOS-98	10mg/kg (0.001 重量%)未満で含有する調剤、または PFOS 濃度が <sup>§</sup> 0.1 重量%未満である半加工品や成形品、または被覆物中に 1 μg/m <sup>2</sup> 未満含有する繊維製品やその他の被覆物
		00125	織物とその他のコートされた材料を除く全製品	POPs	PFOS-3	非装飾的硬質クロム(VI)用ミスト防止剤
				POPs	PFOS-98	10mg/kg (0.001 重量%)未満で含有する調剤、または PFOS 濃度が <sup>§</sup> 0.1 重量%未満である半加工品や成形品、または被覆物中に 1 μg/m <sup>2</sup> 未満含有する繊維製品やその他の被覆物
-	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩	00160	全製品	POPs	PFOA-3	半導体製造におけるフォトリソグラフィーまたはエッチングプロセス
				POPs	PFOA-4	フィルムに適用された写真コーティング
				POPs	PFOA-6	侵襲性および埋め込み型医療機器
				POPs	PFOA-8	医薬品の製造のためのヨウ化ペルフルオロオクチルを含む臭化ペルフルオロオクチル
				POPs	PFOA-12	PFOA およびその塩および/または PFOA 関連化合物の濃度が 2 mg/kg (0.0002 重量%) 以下の埋め込み型機器および侵襲性機器以外の医療機器
				POPs	PFOA-13	PFOA およびその塩の濃度を制限値 0.025mg/kg (0.000025 wt%) 以下に減らすことを目的として輸送または処理される PTFE マイクロパウダーに含まれる、制限値 1 mg/kg(0.0001 wt%) 以下の濃度の PFOA およびその塩
				POPs	PFOA-98	PFOA またはその塩の濃度が 0.025 mg/kg (0.000025 wt%) 以下の化学物質、混合物または成形品。 または、各々の PFOA 関連物質または PFOA 関連物質の組み合わせ濃度が <sup>§</sup> 1 mg/kg (0.0001 wt%) 以下の化学物質、混合物または成形品
-	PFOA 関連化合物	00161	全製品	POPs	PFOA-3	半導体製造におけるフォトリソグラフィーまたはエッチングプロセス
				POPs	PFOA-4	フィルムに適用された写真コーティング
				POPs	PFOA-6	侵襲性および埋め込み型医療機器
				POPs	PFOA-8	医薬品の製造のためのヨウ化ペルフルオロオクチルを含む臭化ペルフルオロオクチル
				POPs	PFOA-12	PFOA およびその塩および/または PFOA 関連化合物の濃度が <sup>§</sup> 2 mg/kg (0.0002 重量%) 以下の埋め込み型機器および侵襲性機器以外の医療機器

CAS 番号	物質/物質群	含有判定基準		用途コード		適用除外用途の説明
		ID	用途(報告用途)	法規制	表示記号	
-	PFOA 関連化合物	00161	全製品	POPs	PFOA-13	PFOA およびその塩の濃度を制限値 0.025mg/kg (0.000025 wt%) 以下に減らすことを目的として輸送または処理される PTFE マイクロパウダーに含まれる、制限値 1 mg/kg(0.0001 wt%) 以下の濃度の PFOA およびその塩
				POPs	PFOA-98	PFOA またはその塩の濃度が 0.025 mg/kg (0.000025 wt%) 以下の化学物質、混合物または成形品 または、各々の PFOA 関連物質または PFOA 関連物質の組み合わせ濃度が 1 mg/kg (0.0001 wt%) 以下の化学物質、混合物または成形品
-	ハロゲン系難燃剤	00171	100cm <sup>2</sup> 超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体及びスタンド	ErP	HFR-2	プロジェクター
				ErP	HFR-3	オールインワンビデオ会議システム
				ErP	HFR-4	医療用ディスプレイ
				ErP	HFR-5	バーチャルリアリティヘッドセット
				ErP	HFR-6	指令 2012/19/EU の第 2 条第 3 項 (a) および第 4 項に記載されている製品に組み込まれている、または組み込まれるためのディスプレイ
				ErP	HFR-7	指令 2009/125/EC の下で採用された措置の実施の対象となる製品の構成要素または組立部品である電子ディスプレイ
				ErP	HFR-8	産業用ディスプレイ 注 1
-	C9-C14 PFCAs とその塩	00182	全製品	REACH Annex XVII	PFCA-1	6 原子以下のペルフルオロ炭素鎖を持つフルオロケミカルの製造に対して、輸送される単離中間体として使用される予定の物質中に存在する場合での C9-C14 PFCAs、それらの塩及び C9-C14 PFCA 関連物質
				REACH Annex XVII	PFCA-3	(i)半導体製造におけるフォトリソグラフィーまたはエッチングプロセス (ii)フィルムに適用された写真コーティング (iii)侵襲性および埋め込み型医療機器
				REACH Annex XVII	PFCA-4	加圧された定量吸入器(pressurised metered-dose inhalers)のための缶用塗装

CAS 番号	物質/物質群	含有判定基準		用途コード		適用除外用途の説明
		ID	用途(報告用途)	法規制	表示記号	
-	C9-C14 PFCAs とその塩	00182	全製品	REACH Annex XVII	PFCA-6	2023年12月31日より前に上市された完成した電子機器 (finished electronic equipment) のスペアパーツまたは交換部品用の半導体。
				REACH Annex XVII	PFCA-7	ペルフルオロアルコキシル基を含有するフルオロプラスチック及びフルオロエラストマー中における C9-C14 PFCAs
				REACH Annex XVII	PFCA-8	C9-C14 PFCAs の合計が <sup>g</sup> 1000ppb 以下の濃度で、電離放射線によって、または熱分解によって生成されたポリテトラフルオロエチレン (PTFE) マイクロパウダー、および PTFE マイクロパウダーを含む業務用の混合物および成形品
				REACH Annex XVII	PFCA-98	C9-C14 PFCAs またはその塩の合計の濃度が 25ppb 未満の化学物質、混合物または成形品。または PFCA 関連物質の合計の濃度が <sup>g</sup> 260ppb 未満の化学物質、混合物または成形品
-	C9-C14 PFCA 関連物質	00183	全製品	REACH Annex XVII	PFCA-1	6 原子以下のペルフルオロ炭素鎖を持つフルオロケミカルの製造に対して、輸送される単離中間体として使用される予定の物質中に存在する場合での C9-C14 PFCAs、それらの塩及び C9-C14 PFCA 関連物質
				REACH Annex XVII	PFCA-3	(i)半導体製造におけるフォトリソグラフィまたはエッチングプロセス (ii)フィルムに適用された写真コーティング (iii)侵襲性および埋め込み型医療機器
				REACH Annex XVII	PFCA-4	加圧された定量吸入器 (pressurised metered-dose inhalers) のための缶用塗装
				REACH Annex XVII	PFCA-6	2023年12月31日より前に上市された完成した電子機器 (finished electronic equipment) のスペアパーツまたは交換部品用の半導体。
				REACH Annex XVII	PFCA-98	C9-C14 PFCAs またはその塩の合計の濃度が 25ppb 未満の化学物質、混合物または成形品。または PFCA 関連物質の合計の濃度が <sup>g</sup> 260ppb 未満の化学物質、混合物または成形品。
68937-41-7	イソプロピル化フェノール=ホスファート(3:1) (PIP (3:1))	00174	全製品	TSCA	PIP-2	接着剤及び封止剤
				TSCA	PIP-3	安全基準を満たす代替がない航空業界向け、または米国防総省の仕様要件を満たす油圧作動油
				TSCA	PIP-4	潤滑油及びグリース
				TSCA	PIP-5	自動車及び航空宇宙業界の新規部品及び交換部品
				TSCA	PIP-6	シアノアクリレート接着剤製造のための閉鎖システム内での中間体
				TSCA	PIP-7	列車及び海洋特殊エンジンのエアフィルタ

CAS 番号	物質/物質群	含有判定基準		用途コード		適用除外用途の説明
		ID	用途(報告用途)	法規制	表示記号	
68937-41-7	イソプロピル化フェノール=ホスファート(3:1) (PIP (3:1))	00174	全製品	TSCA	PIP-8	PIP(3:1)を含むプラスチックからリサイクルされたプラスチック。ただしリサイクル工程中に新しい PIP(3:1)を添加していないこと。
				TSCA	PIP-9	PIP(3:1)を含むリサイクルプラスチックから作られた製品または成形品。ただし製品または成形品の製造中に新しい PIP(3:1)を添加していないこと。